

三木市民病院跡地における
事業者公募要領
(診療所)

令和7年7月

三木市

1 公募の趣旨

高齢化が加速する中、地域に根ざした医療体制の充実が必要となっています。住み慣れた地域において、誰もが持続的に暮らしやすい環境を創造していくため、三木市民病院の跡地の管理棟2階（現ハートフルプラザみき2階）を活用し、診療所を公募します。

2 公募の方法

- (1) 提出書類内容を確認の上、必要に応じヒアリングを実施し決定します。
- (2) 診療科目は内科・小児科とし、全国から募集します。

3 応募メリット

- (1) 同市民病院の病棟用地にて、小規模多機能型居宅介護、グループホーム、特別養護老人ホームが運営中。
- (2) 募集する診療所の建物（市民病院管理棟）の活用状況
 - 1階…こども発達支援センターにじいろ、障がい児タイムケア
 - 2階…診療所、事務所、地域包括支援センター西部サブセンター、在宅医療介護連携支援センター
 - 3階…地域交流スペース、子育て応援スペース、市民団体会議室
- (3) 半径200m範囲内に、こども園、幼稚園、小学校、市民活動センターあり
- (4) 開業10年間は家賃を軽減
- (5) 駐車場付き

4 物件（管理棟）の概要

所在地	三木市加佐62番地の1
交通	神戸電鉄三木駅徒歩10分
構造規模	鉄骨耐火構造3階建
竣工	平成8年12月
平面図等	6ページの2階の診療所エリアの配置想定図を参照
備考	近隣に市立三樹小学校や市民活動センター、高齢者福祉センター、三木税務署等の公共施設がある文教地区

5 物件（管理棟）の主な要件

- (1) トイレ（一般用及び障がい者用）、玄関及び階段・通路は共用利用とします。（専用部分内にトイレが必要な場合は、事業者の負担により整備してください。）
- (2) 専用部分内で、管理棟の躯体壁の移動や撤去が必要な場合は、市が負担します。
- (3) 専用部分までの給排水工事など共用部分の整備にかかる経費は、市が負担します。
ただし、グリストラップなどの排水設備が必要な場合は、その整備及び管理は事業者の負担とします。
- (4) 専用部分（室内工事〔内装〕、資機材、空調設備、備品等）及び法令に基づく設置基準適合施設の整備にかかる経費は、事業者の負担とします。
- (5) 専用部分を診療所に改修するための工事及び資機材、備品等の調達は、事業者の負担及び責任で行ってください。
- (6) 許可使用料

1 m²当たりの許可使用料を2,000円（消費税等含まない月額・共益費及び駐車場使用料含む）とし、一定期間は以下のように負担を軽減します。

年次区分	1～5年目	6～10年目	11年目以降
負担割合	1 / 3	2 / 3	3 / 3
1 m ² 当たりの月額	700円	1,400円	2,000円

なお、上記の金額にいずれも消費税等を加え負担願います。

- (7) 光熱水費は、別途事業者の負担とします。
- (8) 管理棟の共用駐車場使用料
診療所用として3台の駐車スペースを用意し、使用料は（6）の許可使用料で示す額に含んでいます。
なお、職員用の駐車場は、別途事業者で確保してください。

(9) 保証金

保証金として、許可使用料の10か月分を預かり、10年間の契約継続後に返却します。10年に満たない契約継続の場合は、継続契約年数（1年に満たない年は切り捨てる。）に応じ、保証金を返却し、残りの保証金は返却しません。

(10) 契約、契約期間等

契約期間等は、原則として、5年ごとに見直すものとします。

6 応募の条件

- (1) 医療法の規定に基づく診療所（内科・小児科）を開業し、地域医療に貢献すること。
- (2) 開院後10年間は、診療を継続すること。
- (3) 診療所の医師については、三木市医師会へ所属すること。

7 開院の予定日

開院日は、三木市が行う改修計画に応じ、別途協議するものとします。（早くても令和9年6月1日以降となります）

8 選定

(1) 選定方法

書類の確認及び必要に応じヒアリングを行います。

(2) 選定者の公表

選定者の決定後、決定した選定者名等を公表します。

(3) 選定に係る基本的な確認項目

項目	着眼点
1 診療内容	診療科目、診療方針、診療体制等の状況
2 施設内容	改修計画、医療機器、資機材、備品等の配置状況
3 財務内容	資金計画等の状況
4 その他	地域医療・在宅診療の考え方等

9 提出を求める書類の内容

項目	内容
診療方針	診療に対する理念や考え方等
診療計画及び体制	診療科目、診察日、診察時間、人員体制等
開院スケジュール	改修日程、医療法等の法令上の手続日程等
地域医療への取組	地域医療や在宅診療に対する考え方や取組等
室内の改修計画	改修計画日程、配置図等
資機材及び備品等の配置計画	医療機器、資機材、備品等の配置計画等
資金計画	改修、開院に伴う資金計画及び資金調達、開院後の10年間の収支計画等
その他	三木市が指示する事項

10 公募期間

令和7年7月1日（火）～令和8年3月23日（月）

※事業者の決定は、公募期間終了後に行います

※公募内容は、変更する場合があります。

11 応募の手続等

(1) 応募申請書及び関係書類を添えて直接受付場所に提出してください。

質問がある場合は、質問票（様式集を参照）を提出してください。

(2) 受付場所

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市役所健康福祉部障がい福祉課

電話 0794-82-2000

（内線2394、2419）

(3) 応募受付期間

令和7年7月1日（火）からで、土・日、祝日は除きます

*応募書類の提出日時を連絡していただくよう、ご協力をお願いしま

す。（郵送又はメールによる応募は受け付けできません。）

- (4) 受付時間9：00～12：00又は13：00～16：00
- (5) 必要部数10部（原本1部と副本9部）

1 2 結果通知

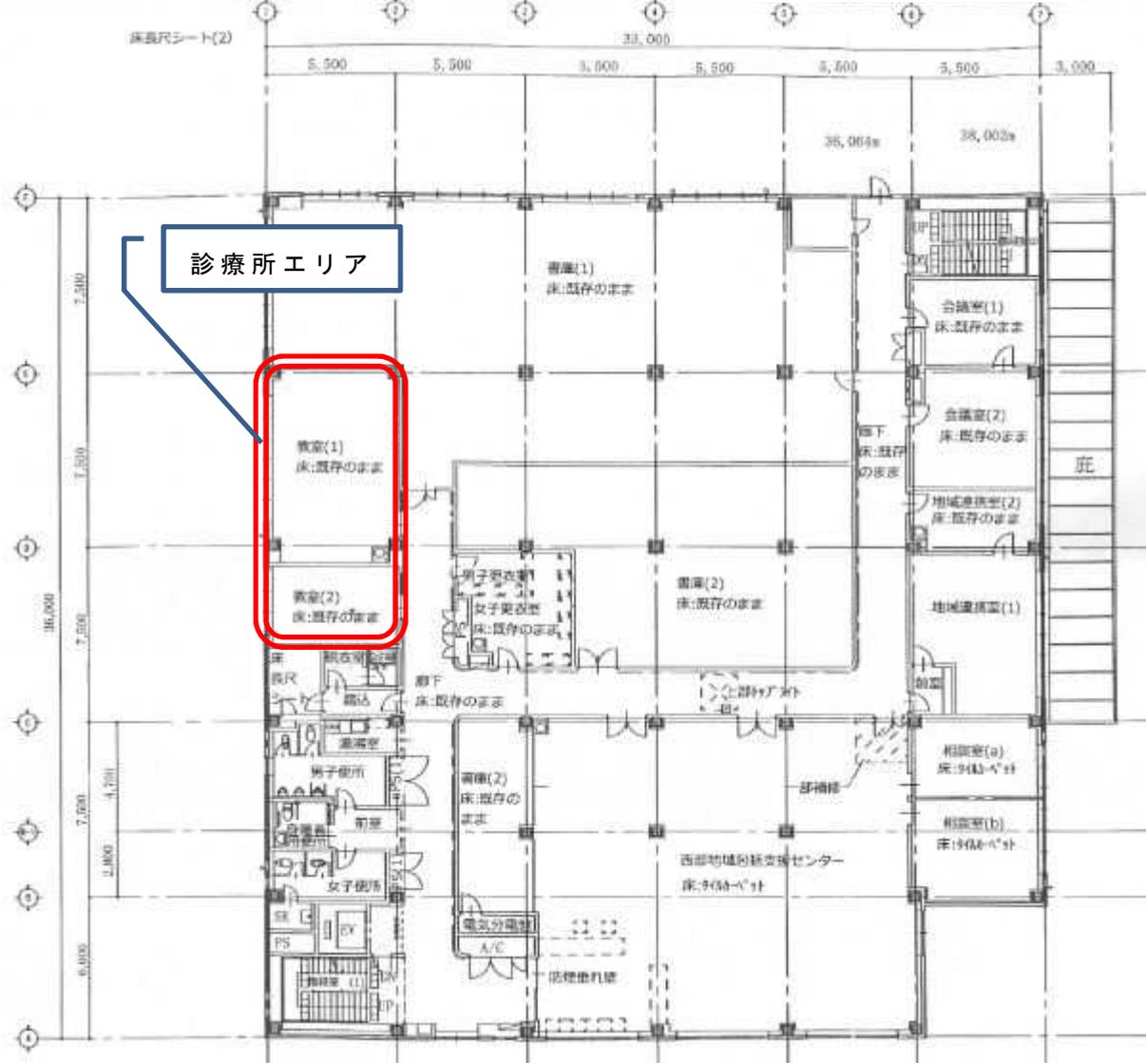
結果のいかんにかかわらず、文書により通知します。

本通知までの間においては、いかなる問合せにも応じられません。

1 3 注意事項

- (1) 改修に当たっては、事前に市と十分協議の上、実施するものとし、場合によっては内容を一部変更していただくことがあります。
- (2) 応募資料については、返却しません。
- (3) 応募資料の作成に係る費用は、応募者の負担とします。
- (4) 審査・選考の結果については、本市は一切の異議申立には応じません。
- (5) 関係資料等に虚偽事項の記載があった場合は、選考を取り消す場合があります。
- (6) 応募資料が全て整わない場合や本市から別に期間を定めて行う募集資料の補正や追加に応じられない場合には、応募を辞退したもものとして処理する場合があります。

診療所エリアの配置想定図



注 1) 上記の配置図は想定図です。テナントの位置や面積の変更、入口の設置など希望がある場合は、ご相談ください。